

岩手県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成22年3月23日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）路線名 宮古岩泉線
 - （2）供用開始の区間
 - ア 宮古市崎山第7地割100番1地先内
 - イ 宮古市崎山第8地割179番1地先から182番4地先まで
 - ウ 宮古市崎山第8地割182番4地先内
 - エ 宮古市崎山第5地割218番4地先から218番7地先まで
 - オ 宮古市田代第2地割48番3地先内
 - カ 宮古市田代第2地割48番3地先から54番1地先まで
 - キ 宮古市田代第3地割66番地先内
 - ク 宮古市田代第3地割107番2地先内
 - （3）供用開始の期日 平成22年3月23日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局土木部
 - イ 期間 平成22年3月23日から同年4月23日まで
- 2（1）路線名 岩泉平井賀普代線
 - （2）供用開始の区間 下閉伊郡田野畑村島越295番1地先から45番2地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成22年3月23日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所
 - イ 期間 平成22年3月23日から同年4月23日まで
- 3（1）路線名 弥栄金成線
 - （2）供用開始の区間 一関市花泉町金沢字馬骨14番1地先から8番1地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成22年3月26日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部
 - イ 期間 平成22年3月23日から同年4月23日まで
- 4（1）路線名 折壁大原線
 - （2）供用開始の区間 一関市大東町大原字七切422番2地先から63番3地先まで
 - （3）供用開始の期日 平成22年3月23日
 - （4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局一関総合支局土木部千厩土木センター
 - イ 期間 平成22年3月23日から同年4月23日まで